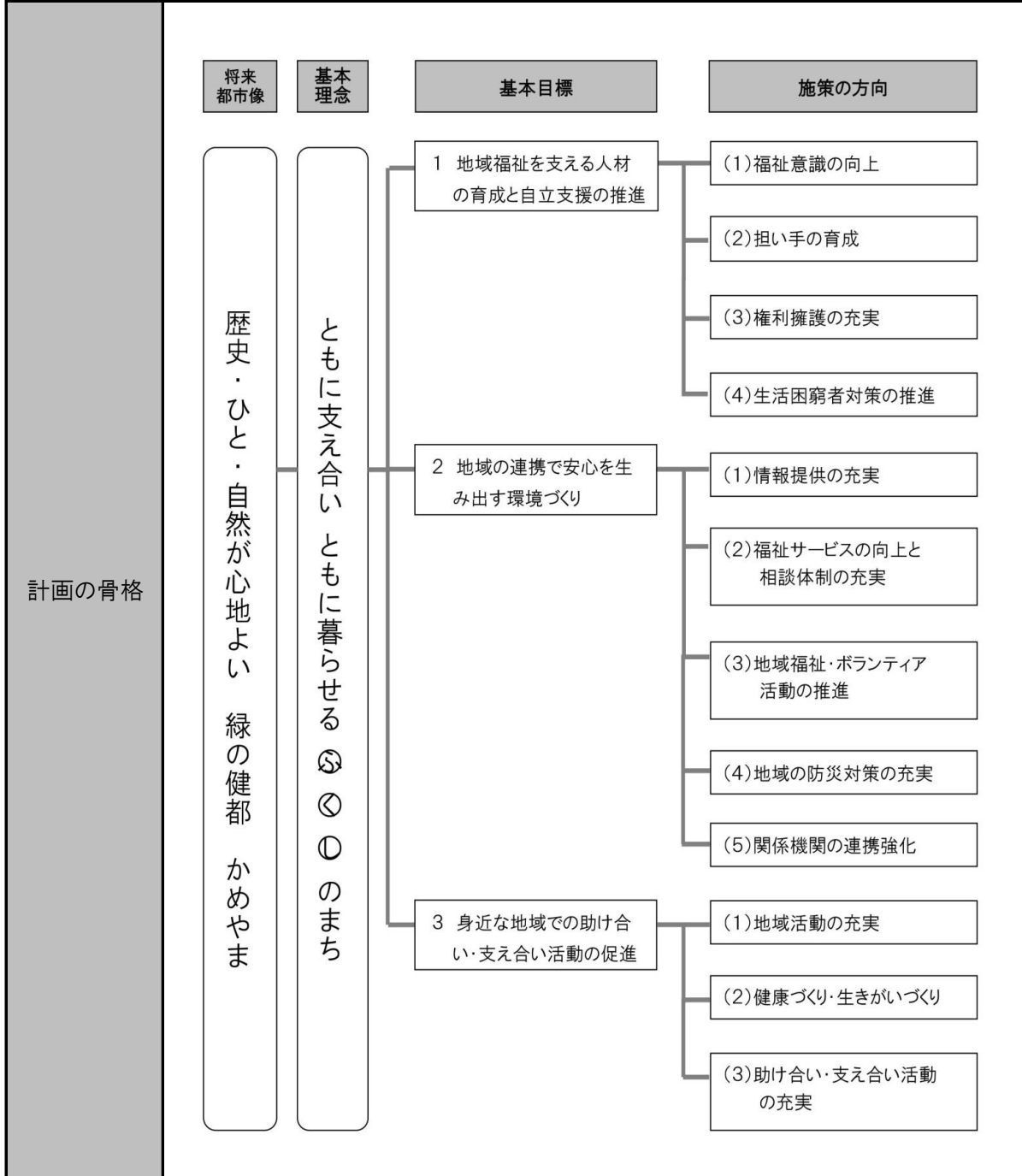


第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(令和3年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ R 3 年度
位置付け	本計画は、地域福祉法第107条に基づく市町村計画であり、市の最上位計画である第2次総合計画に即したものである。あわせて、福祉分野のマスタープランとして、高齢者、障がい者、子ども・子育て支援、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携しながら福祉施策を総合的に推進するものである。
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「共生」の地域社会を構築し、「ふだんの、くらしの、しあわせ」のまち「かめやま」の実現を目指すものである。



■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R3)	目標値
1	市ボランティアセンター登録数及びボランティア数 (地域の担い手含む)	人	751	652	900
2	ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	団体	60	111	110
3	ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	箇所	-	3	10
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>社会福祉協議会と一緒に子ども・障がい・高齢・生活困窮の分野に加え、市の相談機能を有する窓口への複合課題相談支援つながるシートの全庁展開へと上げた。また、子どもの貧困対策では、教育と福祉の分野間の連携を強化するため、つながるシートの利活用方法等について、必要に応じて訪問説明を行いながら運用した。これらの世帯が抱える複合的な課題については、CSWと市の相談支援包括化推進員に集約する体制を整えた。さらに、地域における助け合い・支え合いのしくみづくりでは、ちょっとした困りごとに住民同士で対応する「ちょこボラ(有償ボランティア)」の他地域への展開に向け、全22地区まちづくり協議会への地域ヒアリングを実施するとともに、CSWや生活支援コーディネーターが中心となり、昼生・井田川北・坂下地区に続き、城北地区において城北サポート隊が組織化された。</p>
成果	<p>地域や学校に対する働きかけを通じて、共生社会等の意識づけを進めながら、民生委員等の地域福祉の中核を担う人材に対する研修や次世代を担う高校生に対する福祉教育を実施した。成年後見制度の中核機関の設置検討を進めるとともに、ひきこもりの実態を明らかにするため、民生委員等へのアンケート調査や活動団体ヒアリングを実施するなどにより、地域福祉を支える人材の育成や自立支援を推進した。また、関係機関から提出されたつながるシートに基づいた世帯全体のケアプランを作成・管理する相談支援包括化サポート会議を運用するなど、多機関の有機的な連携体制を構築し、安心を生み出す環境づくりを進めた。さらに、ちょこボラの市域への展開に向け、実施地区への継続的な相談対応に加え、新たに城北地区で組織化されるなど、身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進を図った。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>民生委員等への研修やCSW等によるちょこボラの実施地区への相談対応や組織立ち上げに継続的に関わることで、地域福祉を支える人と組織の育成や、地域での助け合い・支え合いしくみづくりを進めた。また、地域まちづくり協議会(16地区)を市・社協の担当者が訪れ、包括的な支援体制の構築などの概要を説明し、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを進めた。さらに、ひきこもりの実態調査を実施し、施策の検討を進めるなど、低所得者への支援と自立支援の推進を図った。</p>

反省点・課題	<p>多機関との有機的な連携体制の強化に向け、つながるシートの改善を図るとともに、CSWに集約できるよう、全庁を含めた多機関に対し、継続的な関係性の構築が必要である。また、福祉分野において、属性や世代を問わない全対象型の包括的な相談支援や地域づくりの支援を重層的に展開できる体制づくりが必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>市のあらゆる相談窓口で把握した世帯が抱える複合的な福祉課題をCSWに集約できる包括的な相談支援体制の構築を進める。また、市民アンケートや関係機関等へのヒアリングを踏まえ、地域福祉力の向上に向け、属性等を問わない相談支援、地域づくりなどを一体的に実施する重層的な支援体制の構築を進める。</p>
--------	---

数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	17.2%	—	—	—	25.2%	—	35%	平成 27 年度_第 2 次総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	47.6%	—	—	—	54.1%	—	55%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数(地域の担い手含む)	751 人	714 人	747 人	755 人	719 人	652 人	900 人	

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	46.1%	—	—	—	52.8%	—	50%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	39.7%	—	—	—	52.1%	—	45%	
ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	60 団体	96 団体	113 団体	123 団体	112 団体	111 団体	110 団体	
ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	—	0	1	2	2	3	10 箇所	地域まちづくり協議会

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	H29	H30	R1	R2	R3	目標値 (R3 年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	69.1%	—	—	—	67.4%	—	90%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	6.1%	—	—	—	10.0%	—	5%	
地域活動に参加しない人の割合	30.6%	—	—	—	36.9%	—	25%	

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業やイベントの中止や縮小などを余儀なくされたものは、文末に「<※>」を表示しています。

1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1) 福祉意識の向上

5年後のあるべき姿	「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。
行政と社協の役割	高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。
取組内容	① 「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
	② 地域における福祉講演会、小中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
	③ 地域の一員として果たすべき「コミュニティサービス」の考え方について、普及を図ります。
	④ 障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を提供します。
実績 (令和3年度)	① 市・社協が、地域福祉計画の基本理念や主要な取組であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置(社協)し、個別支援・地域支援・しくみづくりに取り組む地域福祉力強化推進事業について、地域まちづくり協議会に周知するため、開催できた16地区において、わかりやすく伝わるよう、スライドや資料を使いながら、情報提供に努めました。<※> また、映像通訳(タブレット端末)・電話通訳システムによる12言語(ポルトガル語、スペイン語など)に対応した外国人生活相談窓口を設置し、外国語通訳者による相談を含め、年493件(ポルトガル語323人、英語70人、スペイン語66人など)の相談に対応しました。外国人の子育てや福祉、教育など、生活全般の相談に対応できる環境づくりを進めるなど、相互に理解し合って暮らせる共生社会の実現に向けた取組を行いました。
	② 社協が主体となり、学校等と連携した福祉教育推進事業について、保育所(12)・幼稚園(5)・認定こども園(2)、小中学校(14)、高等学校(2)において継続して実施し、地域交流等を通じて福祉の心を育みました。 ❖社会福祉施設における中学生を対象とした福祉体験教室(中止)<※>
	③ ちょっとした困りごとに地域で対応する「ちょこボラ」による助け合い・支え合いのしくみづくりを進めるため、松阪市の漕代まちづくり協議会(まかせて!!漕代支援隊)の代表を講師に迎えた、地域住民を対象としたちょこボラ養成講座を企画(1月)しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、延期となりました<※>。
	④ 人権週間にあわせたヒューマンフェスタ in 亀山(12月)において、障害者差別解消法などの「差別解消三法をご存知ですか?」と題した講演会に加え、地域で支え合う地域づくりなどの3つの分科会を分散型で開催(106人)することにより、参加者間の交流やふれあいの場を提供しました。 ❖あいあいまつり2021(中止)<※>
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	地域や学校に対する働きかけを通じて、「共生社会」や「我が事」への意識づけを進めてきました。今後も継続した啓発の取組により意識づけをより一層広めるとともに、具体的な行動につなげていけるよう、地域や活動団体を支援していくことが求められます。

(2) 担い手の育成

5年後のあるべき姿	「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築できるよう促し、支援を行います。
取組内容	① 民生委員・児童委員や、福祉委員をはじめとする、地区レベルでの地域福祉の中核を担う人材の確保・育成と、スキルアップのための研修の充実を図ります。
	② ボランティア講座の開催とともに、亀山高等学校や徳風高等学校、近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を实践する人材の育成を進めます。
	③ 市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。
実績 (令和3年度)	① 三重県が実施した民生委員・児童委員に対するひきこもりの実態調査にあわせ、民生委員児童委員協議会(全4地区)へのひきこもりに関する定義や課題などを社会福祉協議会と一緒に訪問し、補完説明しました。また、市内16地区の福祉委員会などに出向き、地域の中で複合的な福祉課題を抱えた世帯を発見した場合は、CSWにつないでいただけるよう、市と社協が連携して相談支援を展開する体制づくりを地域の支援者に直接伝えました。 また、関係機関向けの啓発チラシのリニューアルに向け、つながるシート提出後の支援フローを追記するなど、現に支援を担う人材が支援につながりやすくなるよう、地域福祉の中核を担う人材の育成を図りました。
	② 社協が主体となり、亀山・徳風高等学校において、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを引き続き行いました。亀山高等学校をモデル校として指定し、社協と一緒に生徒が考案したレクリエーション集をふれあい・いきいきサロン(91団体)への配布や手作り作品(フォトフレームなど)を高齢者施設にプレゼントなどを実施するため、年間を通じた福祉教育プログラムを作成し、地域福祉を担う人材の育成に努めました。
	③ 社協と長寿健康課とが連携し、高齢者の情報交換や交流を深める場として、「ふれあい・いきいきサロン(91箇所)」を開催し、延べ19,104人が参加しました。当該サロンは、令和2年度に比べ、新型コロナウイルス感染症の影響により2箇所減少しましたが、地域住民が主体となった介護予防活動が展開されました<※>。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	民生委員・児童委員、福祉委員といった地域福祉の中核を担う人材に対する研修や、次代を担う高校生に対する福祉教育を実施しました。今後、持続可能な福祉のまちづくりを進めるためには、地域の中核的な人材はもとより、多くの人が少しずつ「できることを担う」意識を育むとともに、担い手の裾野を拡大しながら、多様な福祉人材を確保していくことが求められます。

(3) 権利擁護の充実

5年後のあるべき姿	判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実しています。
行政と社協の役割	人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。
取組内容	① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
	② 判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
	③ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、亀山市高齢者福祉計画（平成30～32年度）及び第2次亀山市障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
	④ 児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
	⑤ 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、弁護士等の法曹をはじめ、障がい者団体や相談支援事業者など、地域のさまざまな団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。
実績 (令和3年度)	① 広報かめやまや人権啓発チラシの配布などによる人権を守る啓発活動を行いました。また、人権相談事業（よろず人権相談：年36回）をはじめ、人権擁護委員の日（6月）や人権週間（12月）にあわせ特設人権相談（2回）を実施し、地域での啓発活動や人権相談等の支援体制を継続することにより、市民の人権が守られる環境づくりを進めました。 ※高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議（3月書面会議）
	② 社協が実施する日常生活自立支援事業（県社協受託）は、認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理、書類などの預かりサービスなど、利用者に寄り添った支援により、地域の中で生活が続けることができる環境の保持に努めました。 【契約者数：40件、支援回数：900回】
	③ 成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、市民アンケートや関係団体にヒアリングを実施（12団体）し、本市における支援の現状や課題に対応できる中核機関の機能の検討を進め、第2次地域福祉計画【後期】に必要な施策を取組として位置付けました。 また、愛知県豊田市への先進地視察（7月）に加え、地域福祉課・長寿健康課及び社協との協議の場（情報共有、必要な機能の検討など）を設置（3回）し、成年後見制度の利用促進に向け、中核機関の設置検討を進めました。
	④ 児童虐待やDVの発生予防や早期発見・早期対応のため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会のネットワークを活用した相談支援を展開しました。子ども分野を越えた世帯の複合的な福祉課題をCSWに集約する「つながるシート」に基づいた多機関協働による包括的な相談支援の実施に向け、市と社協が連携して必要な関係機関を構成員とした担当者会議を随時開催し、地域や関係機関などとの連携強化を図りました。
	⑤ 本市における障害者差別解消法に係る相談件数や事例を地域自立支援協議会で報告（1月）し、障がい者差別解消に向けた協議を行える体制整備を進めました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	日常生活自立支援事業を中心に、必要な人に対して成年後見制度の利用を促すことにより、判断能力が低下した人に対する権利擁護、日常生活の支援を進めてきました。今後、認知症高齢者の増加が見込まれるなど、成年後見をはじめとする権利擁護ニーズへの対応が不可欠であることから、中核機関の設置など、安心して制度が利用できる体制づくりが求められます。

(4) 生活困窮者対策の推進

5年後のあるべき姿	公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者が支えられています。
行政と社協の役割	社会福祉法人・事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。
取組内容	① 貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
	② 生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。
	③ 生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
	④ 自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチによる相談支援を実施します。
	⑤ 生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。
実績 (令和3年度)	① 子どもの貧困に関する実態調査（H30）を踏まえた第2期子ども・子育て支援事業計画を推進し、経済的な困窮や文化的な貧困にかかる課題のある世帯の早期把握に向け、教育と福祉の連携強化に向けたつながるシートによる支援体制の充実や家庭の孤立を防ぐための包括的なネットワークづくりを進めました。
	② 生活困窮者自立支援事業におけるひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり支援員を配置し、本市のひきこもりの実態を明らかにするため、市民アンケートやひきこもり関係団体ヒアリングを実施（16団体）しました。本市における求められる取組を分析・整理し、必要な施策を第2次地域福祉計画[後期]に位置付けました。
	③ 市と社協と一緒に、16地区のまち協（福祉委員等）に地域福祉計画の概要や主要な取組である地域福祉力強化推進事業の説明や、4地区の民生委員児童委員協議会へのひきこもりの定義や課題などを伝え、地域の支援者の生活困窮者に対する理解を深めました。また、地域住民の中で複合的な福祉課題を抱える世帯を発見した場合は、つながるシートによりCSWに集約できる体制づくりに向け、市の相談機能を有する窓口を選定し、全庁展開を図りました。
	④ 生活困窮者自立支援事業において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が大きく、新規相談226件、延べ相談件数1,942件と前年度の新型コロナウイルスによる影響は減少したものの、雇止めなどにより生活困窮に陥る相談は多く、窓口での来所相談に加え、訪問活動を併せて行いました。また、アウトリーチによる相談支援は、社協に配置したCSWが中心となり実施し、自立相談支援事業における相談支援員と連携を図りながら対応しました。さらに、生活困窮者に対するアプローチの支援として、本人同意の有無に関係なく情報共有し、必要に応じて相談者の支援プラン（14件）を作成・管理できる支援会議（生活困窮者自立支援法）を月例で開催（12回）するなど、関係機関と連携した適切な支援体制づくりを進めました。
	⑤ 市内の幼稚園・保育所・認定子ども園、小中学校、高等学校など、教師が踏み込むことが難しい親の福祉課題について、子ども等を通じて把握した場合、CSWにつなぐことが可能となる「つながるシート」を運用し、教育と福祉の連携強化を図りました。その中で、世帯全体の支援が必要な場合は、関係機関を案件ごとに構成員とできる会議体を設置し、担当者会議（随時）に加え、相談支援包括化サポート会議を月例で開催（12回）するなど、支援体制の強化を図りました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	生活困窮者自立支援事業を通じて複合的な課題への対応を中心に伴走的な相談支援の充実を図ってきましたが、まだまだ潜在的なニーズがあると考えられることから、地域とのネットワークや社会資源の活用なども含め、支援の必要な人が支援につながる体制を強化していくことが求められます。さらに、ひきこもり対策なども視野に入ると、就労に関する支援が不可欠であると考えられることから、中間的な就労支援も含めた生活困窮者自立支援の充実を図ることが求められます。

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1) 情報提供の充実

5年後のあるべき姿	「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。
行政と社協の役割	必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。
取組内容	① 地域福祉・福祉サービスに関する情報を一元化するとともに、「この人に聞けば分かる」、「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法を確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
	② 民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
	③ 潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。
実績 (令和3年度)	① 地域の福祉課題に関することは、社協につないでいただくよう、まち協(16地区)や民生委員児童委員協議会に市と社協が出向き、相談先(窓口)の周知を行いました。その中で、複合的な福祉課題を抱える世帯を発見した場合は、CSWにつなぐ「つながるシート」を導入し、情報を集約できる体制づくりを進めました。また、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等からの生活に関する困りごとの相談(買い物支援など)を一元化するため、市と社協で相談を受け付ける窓口を設置し、明確化しました。 また、地域とのかかわりが稀薄な人には、地域における支援者を介した情報提供を行うとともに、市ホームページやチラシなどによる情報発信に努めつつ、生活困窮者自立相談支援機関やCSWによる個別支援を通じて、個別の状況に応じたアウトリーチによる情報提供に努めました。
	② 市と社協と一緒に、16地区のまち協(福祉委員等)に地域福祉計画の概要や主要な取組である地域福祉力強化推進事業の説明や、4地区の民生委員児童委員協議会へのひきこもりの定義や課題など、スライドやチラシなどを活用しながら、詳細な情報提供に努め、地域の支援者の理解を深めました。
	③ 民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、各分野(高齢・障がい・子ども・生活困窮など)につなげた複合的な福祉課題を抱える世帯を地域で発見した場合は、CSWにつなげることができる体制を継続し、掘り起こし機能の充実・強化を図りました。また、支援が必要な人にアウトリーチにより、必要な情報が届く体制づくりを進めました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	従来の情報提供手段に加え、個別支援を通じてアウトリーチするなど、その充実に努めました。市民に対して効果的な方法で情報を伝えることはもとより、支援が必要であるにも関わらず情報が伝わりにくい人については、周囲の支援者を介してアウトリーチするなど、情報提供手段の多様化を図ることが求められます。

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

5年後のあるべき姿	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。
行政と社協の役割	地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。
取組内容	① 社会福祉法人による地域における公益的な取組を促し、これらを通じた社会福祉の充実を図ります。
	② 地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。
	③ 地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくるとともに、必要な場合に必要な機関につながるしくみづくりを進めます。
	④ 地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とした地域福祉課題検討会議が開催できるよう支援します。
実績 (令和3年度)	① 社協が主体となり、令和3年3月に設立された亀山市社会福祉法人連絡会全体会を開催(2回)し、各法人が所有する施設や備品を地域住民に貸し出せるよう、貸出備品パンフレットを作成・配布し、地域における公益的な取組の促進を図りました。
	② 生活困窮者自立支援事業における福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」により、福祉に関するあらゆる相談を受け付けました。また、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等からの生活に関する困りごとを市と社協において一元的に受け付ける窓口を新たに設置しました。各分野における複合的な福祉課題をCSWに集約する包括的な支援体制づくりについて、市健康福祉部と社協の職員向けの研修を開催(10月)するなど、重層的な支援体制の構築に向けた検討を進めました。
	③ 民生児童・児童委員、福祉委員の見守り活動等において、福祉課題を抱えた人を発見した場合、社協のCSWにつないでいただくよう周知するとともに、その中で複合的な福祉課題は、CSWにつながるシートによりつながる体制づくりを進めました。
	④ CSWの個別支援により浮かび上がった地域のニーズに対し、ちょっとした困りごとは地域で対応するちょこボラのしくみについて、生活支援コーディネーターやCSWが継続的に関わることで、昼生・井田川北・坂下地区で活動がはじまり、令和3年度には城北地区において、「城北地区サポート隊」が組織化され、まち協単位で地域の福祉課題を解決できる場づくりが拡がりました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	「福祉なんでも相談窓口(生活困窮者自立支援事業)」の設置と「つながるシート」により、制度の狭間にあるケースへの相談・支援体制を整えることができました。今後は、複合的な福祉課題を包括的に受け止める「断らない相談窓口」へと体制を充実させていくとともに、福祉課題を解決するためにサービスや社会資源を組み合わせ、コーディネートしていく体制の強化が求められます。

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

5年後のあるべき姿	住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。
行政と社協の役割	さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。
取組内容	<p>① 「支える側」として、世代を越えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。</p> <p>② 日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながるしくみづくりを進めます。</p> <p>③ 福祉サービス・イベント時における資材の貸出等、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。</p> <p>④ 地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。</p> <p>⑤ 認知症高齢者や要保護児童などを、家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。</p>
実績 (令和3年度)	<p>① 市と社協がまち協(16地区)に出向き、地域における支え合いのしくみづくりの概要を伝えることにより、地域の支援者を含めた住民の理解を深めました。また、従来からの大規模なボランティア組織のあり方から、小規模で組織に属さない組織形態などへと転換期を迎える中で、有償ボランティアのしくみとして、市内で先駆的に取り組む3地区(昼生、井田川北、坂下)に加え、城北でも新たに組織化されるなど、ちょこボラを軸としたしくみづくりを進めました。</p> <p>② 生活支援コーディネーターとCSWが連携し、草刈りやごみ出しなど、日常生活のちょっとした困りごとに住民同士で支え合うしくみづくりについて、昼生・井田川北・坂下地区で活動が行われているとともに、城北地区において、新たに「城北サポート隊」が組織化されました。また、当該事業に対して、組織立ち上げの準備経費や運営経費の一部を補助する制度(3地区)により、ボランティア活動の促進を図りました。</p> <p>③ 社協により、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的として、歩行器(1件)や車椅子(121件)を貸し出すことにより、在宅の寝たきり高齢者や障がい児(者)の社会参加の促進につなげました。</p> <p>④ 介護予防事業における高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン(91箇所)」や、社協が主体となり、子育てサロン(5箇所)、地域住民が参加するコミュニティサロン(14箇所)のサロン活動推進事業を実施し、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、全体として令和2年度に比べ2箇所助成が減ったものの、住民の身近な場所での憩いの場づくりの支援を継続しました。</p> <p>⑤ 社協が、市から委託により、認知症サポーター養成講座(14回、延べ481人)や認知症ステップアップ講座(5人)の開催とともに、認知症初期集中支援チーム(相談件数260件、実相談者数49人)や認知症関係会議3回)により、認知症状態にある人やその家族に早期から関わりました。また、在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット(登録者42人)」を推進し、介護・医療が必要となった人の在宅暮らしを支える体制を継続するなど、家族のみならず、地域全体で支える支援のしくみづくりを進めました。</p>
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	「ちょこボラ」や各種のサロン活動など、住民主体の活動が活発化していますが、担い手不足が指摘される中で、ボランティアセンターのコーディネート力を高めることなどにより、好事例の共有を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、市内他地区へ展開していくことが求められます。

(4) 地域の防災対策の充実

5年後のあるべき姿	地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起こっても地域で住民の安全が確認されています。
行政と社協の役割	密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。
取組内容	① 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、支援者名簿を再構築するとともに、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの避難支援者の協力を得ながら、その活用と見直しを図っていきます。
	② 地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の策定に努めます。
	③ 大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力」を高めます。
実績 (令和3年度)	① 災害が起こっても地域で住民の安全確保につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新作業を進めるとともに、自治会連合会からの意見(4月)を踏まえ、名簿の作成や情報共有、活用方法を示した避難行動要支援者名簿の取扱いについて(避難支援者向け)を作成(5月)しました。また、当該取扱いに基づき、亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱を一部改正(10月)し、名簿情報を提供する機関を変更しました。
	② 社協と市が連携し、平時からの民生委員・児童委員による住民の生活状態の把握や、福祉委員会(全22地区)における75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした安心見守り訪問事業(948件)を実施しました。 また、8050世帯や自治会未加入世帯など、地域から孤立気味の世帯を発見した場合は、CSWにつなぐことができる体制づくりを進めたことにより、日頃からの安否確認体制の構築を図りました。 さらに、令和3年5月に作成した避難行動要支援者名簿の取扱いについて(避難支援者向け)に基づき、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別避難計画の策定に向けた協議を進めました。
	③ 社協が主体となり、災害ボランティアセンター設置運営等支援事業(国1/2)を活用し、粉塵マスク、バール、踏み抜き防止中敷きなど、災害時に必要となる用品を災害ボランティアセンターに備蓄しました。 また、災害時における応急対応活動として当該センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施することを目的として、亀山市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書を締結(10月)しました。 ※災害ボランティアセンター設置訓練(中止)
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	避難行動要支援者名簿の更新や安心見守り訪問事業の実施などに取り組みました。全国各地で災害が頻発しており、災害がいつ起こるとも限らない状況であることから、防災と福祉の連携により実効的な体制づくりを進めることが求められます。

(5) 関係機関の連携強化

5年後のあるべき姿	多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、地域の福祉課題の解決に努めます。
取組内容	① 地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワーク※1が全市で行える体制づくりに努めます。
	② 地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
	③ 地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。
実績 (令和3年度)	① 社協に委託している地域福祉力強化推進事業では、CSWによる個別支援の相談実績が、令和3年度は新規相談39件(延べ1,440件)と継続的に多い状況下において、その内容も8050やひきこもりなどの世帯が顕在化し、全庁を含めたあらゆる機関につながった複合的な福祉課題をCSWに集約するしくみづくりを進めました。また、後期計画の策定にあわせ、全22地区に地域ヒアリングを実施し、地域が抱える実情に即した、地域ごとのしくみづくりの展開に向けた取組を後期計画に位置付けました。
	② 基幹型地域包括支援センターの生活支援コーディネーター(第1層)が軸となり、地域まちづくり協議会を単位として、人口・世帯・高齢化率などに加え、地域の福祉・医療・教育などの社会資源やインフォーマルな活動を見える化した「地域福祉カルテ」を市と共同で更新し、内容の充実を図りました。また、CSWの体制を強化し、個別支援・地域支援・しくみづくりを一体的に展開できるよう、社会福祉法の一部改正により創設された重層的支援体制整備事業を事業化しました。
	③ 市に配置した相談支援包括化推進員と社協のCSWとが共同し、関係機関からつながるシートにより集約された複合的な案件について、世帯の支援の方向性を示したトータルケアプランを作成・管理できるよう、相談支援包括化サポート会議を運営(12回)し、情報共有や関係機関等の役割分担を図りながら、課題を解決することができる体制づくりを進めました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置及び増員により、コミュニティソーシャルワークの体制強化を進めることができました。今後は、保健・医療・福祉の連携強化のみならず、教育と福祉、法務と福祉などの連携を強化し、複雑かつ複合的な課題に対応していくことが求められます。また、CSWによる相談支援が浸透したことで「個別支援」のケースが増える中、地域で見守り、解決していけるよう、「地域支援」をより一層充実させていくことが求められます。

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実

5年後のあるべき姿	地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。
行政と社協の役割	住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。
取組内容	① 小地域における福祉活動等を促進するため、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
	② 地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
	③ 教育委員会と連携して、コミュニティスクール（学校運営協議会）や青少年育成市民会議の「愛の運動（登下校時の見守り活動）」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を展開します。
	④ 地域の課題を解決するコミュニティビジネスのしくみづくりを検討します。
実績 (令和3年度)	① 天神・和賀地区と御幸地区コミュニティセンター調理室のエアコン設置や関文化交流センターの空調機改修など、地域まちづくり協議会の活動拠点の充実を図るため、老朽化等に対応する必要な工事を実施しました。
	② 社協による小地域ネットワーク活動により、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、まち協(22地区)において福祉委員(340人)を委嘱しました。また、各地区において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に配慮し、地域の創意工夫により、三世代ふれあい交流や高齢者訪問、サロンなど地域の特性に応じた内容で福祉活動が行われ、地域における住民同士の相互理解や連帯感の醸成を図りました。 また、市内全地区において、地域で生活する人の相互理解や連帯感の醸成に向け、民生委員・児童委員と福祉委員の役割や活動の様子に、インタビューをまじえた動画を制作しました。
	③ 亀山東小学校と亀山中学校において、学校と保護者、地域が協働する学校運営協議会を設置し、全小中学校での活動が始まることとなりました。 また、青少年育成市民会議による愛の運動(38団体、1,477人)として声かけ活動を実施することにより、身近な地域での住民相互のつながりづくりに取り組みました。
	④ 地域まちづくりアドバイザー派遣制度を活用(1件)し、城東地区において、津市NPOサポートセンター相談員を講師に迎えたまちづくりに関する勉強会が開催(11月)されました。また、生活支援コーディネーターやCSWによる地域支援・しくみづくりと並行し、地域の課題を解決につなげる、しくみづくりを進めました。 さらに、学びの成果を活かして地域で活躍する場を創出する「かめやま人キャンパス」として、コミュニティビジネスや副業をテーマとしたまちの起業人養成講座(参加人数72人(延べ)、第3期講座8回)について、アイデアを形にするための課題設定などをテーマとして開催し、地域で起業される人の養成を行いました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	「ちょこボラ」や各種のサロン活動など、住民主体の活動が活発化していますが、地域差が見られます。担い手不足が指摘される中で、好事例を共有するなど、市内他地区へ展開していくための支援が求められます。

(2) 健康づくり・生きがいづくり

5年後のあるべき姿	<p>生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。</p>
行政と社協の役割	<p>住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることでできる活動を支援します。</p>
取組内容	<p>① 健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式となるよう支援します。</p> <p>② 地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。</p> <p>③ 高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。</p> <p>④ 子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」を推進します。</p>
実績 (令和3年度)	<p>① 市民が自ら目標を決めて実践する健康づくりの取組に対してマイレージ(ポイント)を付与する健康マイレージ事業(令和3年6月～令和4年2月)を実施(519人)し、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげることにより、健康に対する市民の意識を高めました。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の内容等を掲載した市民活動ニュース(年12回)や亀山市民ネット(Web)などにより、市民活動に関する情報や活動内容をさまざまな媒体で発信しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、市民活動団体と市が協働で行う協働事業や市民活動団体の育成を目的とした市民参画協働事業推進補助金の利用はなかったものの、津市NPOサポートセンター相談員による市民活動なんでも相談所(年6日)を引き続き開設することなどにより、住民の主体的な活動を促す環境づくりを進めました。</p> <p>③ 健康寿命を延伸できるような市民の健康づくりのきっかけづくりを促すため、市民が自ら目標を決めて健康づくりを実践する健康マイレージ事業を実施(519人)し、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげることにより、健康に対する意識を高めました。 また、介護予防事業における高齢者のふれあい・いきいきサロンの開催(91箇所)や住民の誰もが参加できるコミュニティサロンを開催(14箇所)するとともに、中央公民館の出前教室として、運動や健康に関する講座(13地区、延べ13回、登録者111人)を実施することにより、健康に暮らすことのできる環境づくりに取り組みました<※>。</p> <p>④ 図書館整備基本計画(平成30年5月)に基づいた図書館サービスを具体的に展開するため策定した図書館サービス実施計画(令和3年3月)では、新図書館に付与される機能として市民交流を掲げ、参加者同士の交流機会の創出や地域団体との連携による地域間交流の支援などに関する検討を進めたことにより、子どもや高齢者など世代を問わず誰でも安心して集える市民の居場所づくりにつなげました。</p>
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	<p>地域住民一人一人が健康や生きがいを育めるよう、交流の場や環境づくりを進めることが求められます。「心しい生活様式」に対応しつつ、地域の人びとが求める交流の場や環境づくりが展開できるよう、助成金だけでなく、ノウハウ提供などの支援をすることが求められます。</p>

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

5年後のあるべき姿	隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。
行政と社協の役割	支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成します。
取組内容	① ボランティアやサロン活動を活発化し、居場所づくりにつなげられるよう、社会福祉協議会と連携しながら、従来の活動に音楽療法等を取り入れるなど、活動のノウハウの普及に努めます。
	② 買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみの構築に向けて支援します。
	③ 支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
実績 (令和3年度)	① 社協が主体となり、高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロン(介護予防普及啓発事業：91箇所)や子育てサロン(5箇所)に加え、住民の誰もが参加できるコミュニティサロン(14箇所)におけるサロン活動を促進するため、活動に係る助成を継続的に行うことにより、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けながらも、地域における憩いの場づくりを進めました。
	② 市内の3地区(昼生、井田川、坂下)において、地域における草刈り等のちょっとした困りごとに対応する活動が行われました。また、生活支援コーディネーターが中心となり、しくみづくり等に関わり、「城北サポート隊(城北地区)」が組織化され、活動を開始することとなりました。 また、松阪市の漕代まちづくり協議会(まかせて!!漕代支援隊)の代表を講師に迎えた、地域住民を対象としたちょこボラ養成講座を企画(1月)しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、延期することとなりました。
	③ 市と社協と一緒に、民生委員・児童委員、福祉委員などの見守り活動や声かけ活動をサポートするため、市内のまち協(16地区)の福祉委員会を訪問し、地域の支援者が複合的な福祉課題を発見した場合、CSWiにつなげていただけるよう、スライドを利用した説明を行いました。 また、ひきこもりやニート傾向の青年が属する世帯に対し、青少年総合支援センター支援員により、面接や電話相談(117件)を実施するとともに、同センター補導員による愛の声かけ運動(38団体、1,477人)として、地域や登下校の子どもたちに声かけ活動を行い、担い手の活動の支援を行いました。
【令和3年度報告】 取組の成果と課題 (総括)	3地区での「ちょこボラ」の組織化により新たな支え合いの形が示される中、他地区でも「ちょこボラ」を検討する動きがあります。福祉委員会などにおいて住民同士の話し合いを重ね、その地域に合ったしくみでの導入が進むよう、まずは地域の実情を聞き取りした上で、的確にコーディネートし、地域に合った支え合い活動を促進していくことが求められます。